別表　　自動車特定整備事業の認証申請（届出）の提出・添付書面一覧表

番号	提出又は添付する書面	様式番号 ＼ 申請又は届出事項	申請事項 新規認証	申請事項 事業の種類の変更	申請事項 対象とする自動車の変更	申請事項 対象とする装置の種類の変更	申請事項 その他業務の範囲の変更	届出事項 相続	届出事項 合併	届出事項 分割	届出事項 譲受	届出事項 事業の廃止	届出事項 変更 名称及び住所・事業者の氏名	届出事項 変更 役員の氏名	届出事項 変更 事業場の名称	届出事項 変更 事業場の所在地	届出事項 変更 事業場の設備	届出事項 整備主任者届出の変更	備考
1	新規申請書	第１号様式	○																提出
2	変更（申請）書	第２号様式		○	○	○	○												
3	変更（届出）書	〃						○	○	○	○		②	○	○	②	○		
4	役員の変更届出書	第５号様式												○					
5	廃止届出書	第３号様式										○							
6	一酸化炭素測定器の基準適合性試験成績表（写） 炭化水素測定器（校正結果成績表（写））		○	⑤	⑤	⑤	⑤												添付
7	整備主任者（選任・変更）の届出書	第４号様式	○					○	○	○	○		○		○	○		○	
8	申請（届出）者及び役員を特定できる書面 相続、合併及び分割の事実を証する書面 （住民票、戸籍謄本又は商業登記簿謄本等）		①					○	①	①	①		○	○					
9	整備主任者が１級又は２級の自動車整備士技能検定に合格していることを証する書面 （自動車整備士技能検定の合格証書（写）、自動車整備技能者手帳（写））、電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習修了証（写）		⑦			⑧		⑦	⑦	⑦	⑦							④⑦	
10	事業場の所在地を証する書面 （土地又は建物の登記簿謄本等）		○													○			
11	事業の譲渡の事実を証する書面 （譲渡証明書等）										③								
12	その他必要と認められる資料		⑥			⑥													

（注）１　①申請（届出）の際法人を設立しようとする者にあっては、商業登記簿謄本に代えて、定款（商法・明治３２年法律第４８号、第１６７条及びその準用規定により認証を必要とする場合には認証のある定款）又は寄付行為の謄本とする。
２　②行政区画の変更に係る届出にあっては、第２号様式に行政の事項の証明を添付するのみでよい。
３　③事業の譲渡の事実を証する書面（譲渡証明書等）の記載事項については、自動車特定整備事業を譲渡した事実、譲渡した年月日並びに譲渡人及び譲受人の氏名又は名称及び住所を記載すること。
４　相続、合併、分割及び譲受の届出であって、事業場が複数ある場合は８，１１の添付書面は代表事業場に添付するのみでよい。
５　④引き続き選任される者については、添付を省略することができる。
６　⑤新たに設置した場合に添付することでよい。
７　⑥電子制御装置点検整備作業場の共用設備の共同使用する場合には、契約等の書面の写を添付すること。
８　⑦整備主任者の資格要件に応じた書面を添付すること。
９　⑧整備主任者の資格要件に変更となる申請の場合に当該要件に応じた書面を添付すること。